

青色申告特別控除の見直し(令和8年度税制改正)

問 福島税務署 (024-534-3121)

令和8年度税制改正により、令和9年分確定申告以降、青色申告されている個人事業主等の方の青色申告特別控除の見直しが行われます。

令和9年分以降の確定申告で青色申告特別控除(75万円又は65万円)を適用するためには、e-Taxの利用や複式簿記による記帳等が必要となることから、適用をご検討の方で対応がお済みでない場合は、お早めの準備をお願いします。

10月は不正軽油撲滅強化月間です！

問 県北地方振興局 (TEL 024-521-2699)

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない。」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。



口座振替のお勧め

担 収納室 (内線 1304)

川俣町では、口座振替による町税などの納付をお勧めしています。

お申込みは、川俣町内の金融機関窓口へ備え付けの「川俣町税等口座振替依頼書」にて提出下さい。(預金通帳届出印が必要です)。

●便利です(納期ごとにお出かけの手間が省けます)。

●確実です(うっかりミスの納め忘れがありません)。

マイナンバーカード休日・夜間窓口(予約制)

担 町民係 (内線 4154)

来庁日の2日前の午後5時までにインターネットもしくは電話で事前予約をお願いします。予約がない場合、開設しません。

●休日窓口開設日

10月4日(日)、31日(土) 午前9時～午後4時40分

●夜間窓口開設日

10月8日(木)、22日(木)
午後5時20分～7時40分まで



野焼き・小型焼却炉での焼却の禁止

担 生活環境係 (内線 1307)

ごみの野焼きは法律で禁止されています(一部の例外を除く)。また、小型焼却炉での焼却も法律で禁止されています。

違法な野焼きをした場合、罰金や懲役が科せられる場合があります。野焼きや排ガス処理装置のない小型焼却炉での焼却は、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

◆野焼き禁止の例外(主なもの)

①農林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却※廃びニール等の焼却は含まれません。

②風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし、「煙が入ってくるため、窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」などの苦情の原因となります。農林業等の必要により焼却をする場合は、

1. 事前に町と消防署へ連絡する。
2. 風向きや、時間帯を考慮する。
3. 煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる。などの配慮が必要になります。快適な生活環境の維持に努めましょう。

10月1日は浄化槽の日です

担 生活環境係 (内線 1307)

●浄化槽について

浄化槽は、トイレや台所等から排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。

浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。

●保守点検 県の許可業者が、浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、調整や修理、消毒剤の補充などを行います。(年3～4回以上)

●清掃 浄化槽内にたまった固形物や汚泥を引き抜き、付属装置や機械類を洗浄します。

●法定検査 保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年1回、県知事指定の検査機関である(公社)福島県浄化槽協会

の検査を受けることが義務付けられています。
(公社)福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会福島支所 (TEL 024-531-1766)

●合併処理浄化槽への転換(切り替え)について

トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽では処理されない、台所や洗濯、風呂等による排水は、生活排水全体の約7割以上を占めます。

このため、国では、水環境を守ることを目的として、合併処理浄化槽への転換の努力義務を法律で定めています。

町では、合併処理浄化槽を設置する方には補助金を交付していますので、申請手続き等の詳細については、町ホームページ及び広報かわまた5月号をご覧ください。また5月号をご覧ください。また5月号をご覧ください。



行政

行政

暮らし

中央公民館

保健・福祉

その他

～あなたの働きたいを応援する～ 「就職相談会」In 川俣町

担 まちづくり推進係（内線 2451）

- 日時 10月13日(火) 午前9時15分～11時45分(予約不要)
- 会場 中央公民館1階 第2展示研修室
- 対象者 仕事を探している、15歳から49歳の方
- 内容 「就活の進め方が分からない」「仕事の経験が無い」「履歴書の書き方が分からない」等、就職に係る様々な相談を受け付けています。
- 問い合わせ先 福島県北・相双地域若者サポートステーション (Tel 024-563-6222)
- その他 参加無料

就職相談会を開催します

担 まちづくり推進係（内線 2451）

- 日時 10月27日(火) 午後1時～4時
- 場所 川俣町役場1階 相談室2
- 対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方
- その他 要予約(024-925-0811) 相談費用無料。また、雇用保険受給者には利用証明書を発行します。

「ふくしま障害者就職面接会」開催のお知らせ

問 ハローワーク福島 (Tel 534-4121)

採用担当者と直接面談できる機会です。是非ご参加下さい。なお、参加については事前予約制となっております。詳細についてはハローワーク福島までお問い合わせください。

- 日時 10月20日(火) 午後1時～4時
- 場所 コラッセふくしま4階「多目的ホール」他（福島市三河南町1-20）

行政相談員による 相談所を開設します

担 文書広報係（内線 1104）

10月は「行政相談月間」です。「秋のフリーマーケット」の開催に合わせて、中央公民館に相談所を設けます。

行政等に関して、困っていること、分からないこと、要望したいことなどについて、相談員が解決のお手伝いをします。

- 日時 10月3日(土) 午前10時～正午
- 場所 中央公民館2階 準備室
※斎藤幸子相談委員 (Tel 566-4020) 丹野雅直相談委員 (Tel 566-4830) の電話でも受け付けています。

求職者支援訓練のご案内

担 まちづくり推進係（内線 2451）

ハローワーク福島では再就職へのステップとして職業訓練によるスキルアップの提案、就職支援を行っています。

再就職を目指す方、休業中の方など、それぞれ利用しやすいコース・給付金制度があります。

税務署総合窓口の 受付時間が変わります

問 福島税務署 (024-534-3121)

10月1日以降、税務署総合窓口の受付時間が9時から15時に変更となります。

各種手続に当たっては、税務署に来署することなく手続を行うことができるe-Taxやキャッシュレス納付など、オンライン手続を是非御利用ください。

なお、税務署での相談は「事前予約制」となっております。予約をしていない方は、国税局の「電話相談センター (Tel 0570-00-5901)」を御利用ください。

●総合窓口の手続

納税、申請書・申告書の提出、用紙交付、納税証明書、開示請求、相談など



10月のスポーツ教室

参加には事前申し込みが必要になります。

担 川俣町体育館 (Tel 024-565-3931)

教室名	日時	場所	対象者	
トレーニング教室	10 日(土) 午前 10 時～、21 日(水) 午後 7 時～	町体育館	川俣町在住・在勤高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴	
ヨガ教室	19 日(月) 午後 1 時 30 分～		町内在住・在勤者の どなたでも参加可	
ランナーズクラブ	10 日(土)、24 日(土) 午前 9 時 30 分～			
ニュースポーツ教室	15 日(木)、29 日(木) 午前 10 時～			
スポーツウエルネス吹矢	5 日(月)、19 日(月)、26 日(月) 午前 10 時～			
みんなでたのしく歩こう	16 日(金) 午前 9 時～			
楽々健康体操教室	7 日(水) 午後 1 時 30 分～			
老若男女でポッチャ	8 日(木)、22 日(木) 午後 1 時～	本町コミュニティセンター		
芸能伝承盆踊り教室	18 日(日) 午後 7 時～			
さわやか体操教室	26 日(月) 午前 10 時～（事前予約制）	保健センター		
男性限定ナイスミドル 体操教室	28 日(水) 午前 10 時～			